
プロジェクト	収益認識 収益認識会計基準の適用上の課題に関する要望への対応
項目	アナリストへのヒアリング結果の報告

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 444 回企業会計基準委員会において、委員から電力・ガスセクターの分析を行っている利用者から検針日基準による収益認識に対する見解を確認してほしいとすることを受け（審議事項(3)-4）当該ご要望に対応し、電力・ガス・エネルギーセクターご担当のアナリスト 3 名にヒアリングした結果を報告することを目的としている。

II. ヒアリング結果のまとめ

（分析対象の企業）

2. 分析対象企業に関する質問に対して、次の回答を得た。

アナリスト A

- 電力は旧一般電気事業者を中心に電力及びガスセクター両方の分析を行っている。小売電気事業者（新電力）は多少の分析を行っている。
- 分析は国内企業を対象としている。
- 対象会社は、検針日基準を適用していると理解している。

アナリスト B

- 電力は旧一般電気事業者を中心に電力及びガスセクター両方の分析を行っている。新電力は、同業他社として調査・分析を実施している。
- 分析は国内の企業を対象としている。海外の企業は参考として調査を行っているが、厳密に財務分析は行っていない。
- 旧一般電気事業者は検針日基準を適用していると理解している。新電力が検針日基準を適用しているのか、見積りを行っているかは、確認していない。

アナリスト C

- 電力は旧一般電気事業者を中心にガスは大手ガス事業者を中心に、電力及びガスセクター両方の分析を行っている。新電力については多少調査・分析を実施している。
- 分析は主として国内の企業を対象としている。海外の企業は比較を行うために参照することはあるが、詳細な分析は行っていない。
- 旧一般電気事業者は検針日基準を適用していると理解している。新電力が検針日基準を適用しているのか、見積りを行っているかは、確認していない。

(検針日基準を適用することが財務分析に与える影響)

3. 検針日基準の適用が財務諸表の分析に与える影響について、次の回答を得た。
- (1) 年度末、四半期末に気温の急激な変化が生じる場合には、原価については発生ベースで認識され、需要の増減に応じた原価の増減が発生時に認識される一方で、売上は検針日基準で認識され、需要の増減に応じた売上の増減は、翌年度、翌四半期に認識される場合がある。特に第1四半期への影響は大きく分析が困難となる。これを投資家が理解するのも難しい。この影響は、電力よりもガスでより顕著である¹。
 - (2) 電力の需要のデータはリアルタイムでとれるようになっており、これに基づいて売上予想を行っているが、企業が発表した売上高との間に差があるときに、その差は検針日基準に基づく月ずれであるとの説明を受けることがある。電力は通常は需要にそれほど大きな変動はないが、今年はコロナ禍で需要に大きな変動が生じた。状況に大きい変動がある場合には、検針日基準に基づく売上高は、リアルタイムでとれる需要のデータとの差を生じさせる。
 - (3) 燃料費調整制度²により、制度的に費用と収益が不一致である業界であり、売上の見積りによる不一致よりも大きな問題がそもそも存在している。

(企業間・国際間の比較可能性について)

¹ ガスを消費する風呂湯沸かし器は、(気温の変化を受ける)水温によりガスの消費量に大きな違いが生じることに起因するとの分析が聞かれた(1名のアナリスト)。

² 原油・LNG・石炭等の原材料の貿易統計価格に基づき、毎月平均燃料価格を算定し、算定された平均燃料価格(実績)と、基準燃料価格との比較による差分に基づき、燃料費調整単価を算定し、電気料金・ガス料金に反映する制度をいう。

4. 電力・ガスセクターにおける企業間・国際間の比較可能性について、次の回答を得た。
- (1) 検針日基準であれ、見積りを行う場合であれ、国内大手で会計処理が統一されていればよい。
 - (2) 旧一般電気事業者と新電力では成長率やリスクが異なる。投資対象を選定するにあたり、旧一般電気事業者間、あるいは新電力間で比較することはあるが、これらをまたいで比較することは通常、ない。比較可能性はこの文脈で考えている。
 - (3) 内需産業であり、また、国ごとの制度も異なるため、国際比較に関しては、重要性が低い（2名のアナリスト）。
 - (4) 海外の同業の大手企業と ROE 等の財務比率を比較することはある。この際、日本企業だけ他国の企業と売上高の計算方法が違うというのは、望ましいことではない（1名のアナリスト）。

(電気事業連合会及び日本ガス協会から報告した見積りの影響について)

5. 見積りが売上に与える影響の最大値を電気事業連合会は 0.66%と試算し、日本ガス協会は 1.92%と試算している。この乖離率について、どのように考えるかについて、次の回答を得た。
- (1) 影響がある場合は、原価が売上に対応していることが望ましい。
 - (2) 対売上では分析せず、対利益で分析している。対売上としては、気にならないレベルの乖離である。単価は調整機能があるため、売上高よりも電力使用量を重要視している。
 - (3) 年間の差として気になる影響とは考えないが、四半期の差としては大きな影響がある可能性がある。見積りの乖離の売上高への影響は、単純計算で第 1 四半期に年度の 4 倍になると考えている。

(見積りが決算スケジュールに与える影響について)

6. 電気事業連合会及び日本ガス協会から、仮に見積りを行った場合には、3 日から 7 日程度、見積りに期間を要するとの回答を得ているが、この影響について、どのように考えるかについて、次の回答を得た。

- (1) 気になる遅れではない。翌月内開示が達成できている業種は限られている（2名のアナリスト）。
- (2) 見積りにより精度が落ち、かつ、その作業のために決算発表が7日間遅れることは受け入れ難い。影響が小さい場合には特に投資家への説明が難しい（1名のアナリスト）。
- (3) 決算発表が遅れることは、会計基準を変更しない理由にはならないのではないかと考える。
- (4) アナリストとしては決算発表日が分散された方がありがたいため、3日から7日遅れることによって決算発表日が分散されるのであれば歓迎したい。

(検針日基準から見積りに変更することについて)

7. 検針日基準から見積りに変更することについて、それぞれのアナリストから次の回答を得た。
 - (1) 原価と売上が対応しない問題はあるが、見積りを行うコストの問題もあり、優先順位を考慮する必要がある。内需産業であり、国際比較が重要ではない中、検針日基準をどうしても受け入れられないという理由が見出しにくい。
 - (2) 現実的な解決策として、検針日基準を認めた上で注記を要求することが考えられる。注記を作成するコストを考慮すると、見積った金額を開示することは困難である可能性があり、低圧・高圧別の「ずれ」の日数を開示することが考えられる。見積りを導入した場合、適用当初の影響の分析や過年度の数値の再分析が必要となり、望まない。
 - (3) 売上の増減の理由を見積誤差として説明されることに懸念がある。見積方法が企業によって異なってしまうと比較ができなくなることを懸念する。
 - (4) 最近3か月ごとの業績に注目する場合も多く、費用と売上が対応することが望ましいが、見積りの精度の問題があり比較考量的問題と考える。

(スマートメーターについて)

8. 電力におけるスマートメーターの普及に対する見解について、次の回答を得た。
 - (1) スマートメーターの普及が進んでいるにもかかわらず、今回の議論が行われて

いることに疑問を感じる。

- (2) 昨今、多額のシステム投資が決算で報告されている。それにもかかわらず今回の新収益認識基準の対応ができないのか、聞いてみたい。
- (3) システム変更のコストは株主の負担となるため、費用対効果を見極める必要がある。

(その他)

- 9. その他のご意見として次の回答を得た。
 - (1) 電力・ガスともに燃料調整費制度により、売上と原価が対応しておらず、本来の利益水準が把握しづらいことが投資家にマイナスの影響を与えている。
 - (2) 多すぎる特別な会計ルールも市場評価にプラスに働かない。

ディスカッション・ポイント

上記の内容について、ご質問、ご意見をいただきたい。

以 上